

～鳴門税務署との座談会を開催～

鳴門法人会青年部会・女性部会主催による「鳴門税務署との座談会」を平成29年1月25日(水)、ホテル アド・イン鳴門で開催しました。

座談会には、鳴門税務署の幹部職員の方々と鳴門法人会から19名の出席がありました。

今回の座談会では、部会員からの税務行政や税に対する質問に分かりやすく答えていただき、また、「相続税のあらまし」、「NISAの拡充等」等の説明をしてくださり、和やかな雰囲気です座談会は終了しました。

座談会での質問の概要と使用した資料は次のとおりです。

1 消費税について

- (1) 鳴門税務署管内での消費税の収入はどれくらいか。
- (2) 消費税はどのように使われているのか。
- (3) 中古住宅を売却する場合、建物の消費税の取扱はどうなるのか。

2 税について

- (1) 相続税の納税猶予制度とは、どのような内容か。
- (2) タックスヘイブンの取扱はどのようになるのか。

3 租税教育について

- (1) 鳴門税務署管内の租税教室の実施状況はどうか。
- (2) 昨年も質問したが、租税教室を開催している団体の講師の情報交換の場を設けてはどうか。

4 その他

- (1) 動産の価値が2500万円と評価されたものが、偽物であった場合の取扱はどうなるのか。
- (2) 鳴門税務署管内の納税額はどれくらいか。また、四国内での納税額は何番目か。
- (3) 各国の納税者団体の状況はどうか。

使用した資料

- ① 「相続税のあらまし」
- ② 「NISAの拡充等」

鳴門税務署との座談会の模様(ホテル アド・イン鳴門に於いて)

